

114Salut Station 口座振替利用規定

第1条 114Salut Station 口座振替および114Salut Station 口座振替利用規定

1. 114Salut Station 口座振替（以下「Salut Station 口座振替サービス」といいます）とは、114Salut Station を契約されているお客さまが委託者（収納企業）として、第6条第1項にて成立する口座振替契約に基づき 114Salut Station により当行へ口座振替収納取引を依頼するサービスおよびこれに付随するサービス（第2条に定めます）のことをいいます。
2. Salut Station 口座振替サービスの利用にあたっては 114Salut Station 口座振替利用規定（以下「本規定」といいます）および 114Salut Station 利用規定を適用するものとします。
（114Salut Station 利用規定に規定された「本サービス」に Salut Station 口座振替サービスが含まれるものとします。）
なお、本規定と 114Salut Station 利用規定が抵触する場合には、本規定が優先されるものとします。

第2条 Salut Station 口座振替サービスの内容

Salut Station 口座振替サービスには、以下5種類のメニューがあります。

- ① 引落データ作成：引落依頼データの作成・申請及びこれらに付随する各種項目の事前登録ができます。
- ② 承認：引落依頼データを確定することができます。
- ③ 受付明細照会：承認済の引落データを照会できます。
- ④ 結果通知照会：引落結果を照会・ダウンロードできます。（引落日の翌営業日（預金者から引落する預金口座の中に、当行以外の金融機関の預金口座が含まれている場合は3営業日）以降に限る。）
- ⑤ 委託者情報設定：委託者名・委託者登録内容の説明・委託者情報の表示／非表示・預金者情報の表示順・引落金額の内訳に使用する項目名称を設定・照会できます。

第3条 利用料金

Salut Station 口座振替サービスの利用にあたっては、「114Salut Station 口座振替サービス利用料金」および消費税をいただきます。（税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。）ただし 114Salut Station 総合／給与振込サービスを同時にご利用のお客さまは、同サービス利用料金に 114Salut Station 口座振替サービス利用料金が含まれるものとします。金額につきましては、当行所定のものとなりますので、当行ウェブサイト上で随時ご確認ください。

この場合、当行は 114Salut Station 口座振替サービス利用料金および消費税を通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、代表口座から当行所定の日に自動的に引落します。

114Salut Station 口座振替サービス利用料金および消費税が引落せなかった場合、当行は引落せなかった額に相当する金額を登録されているサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落せるものとします。

第4条 利用口座

お客さまは、口座振替金額を入金する口座（以下「振替資金入金口座」といいます。）を、114Salut Station の「代表口座」または「サービス指定口座」としてお届けの預金口座の中から指定できます。

第5条 利用者

Salut Station 口座振替サービスは、114Salut Station の利用者のうち、「サービス管理責任者」および「サービス管理責任者が Salut Station 口座振替サービスの利用に関する利用権限を一定の範囲で許容している利用者」が利用できます。

第6条 利用申込・サービスの取止め

1. Salut Station 口座振替サービスの利用を申込される方は、本規定・口座振替収納事務取扱規定・マリンネット代金回収サービス利用規定・114Salut Station 利用規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ当行所定の方法により申込みものとします。
また、お客さまが Salut Station 口座振替サービスをご利用いただける状態になった時点で当行と委託者（収納企業）であるお客さまとの間にこれらの諸規定に定める事項を内容とした口座振替契約が成立したものとします。
2. お客さまは、当行所定の方法により Salut Station 口座振替サービスを取止めることができます。
ただし、Salut Station 口座振替サービスを取止める時まで処理が完了していない引落依頼データがある場合は、当該引落依頼データの取消を行ったうえでなければ取止めることはできないものとします。

第7条 必要事項の届出

Salut Station 口座振替サービスの利用にあたって必要な「収納事務の対象」、「取りまとめ店」「振替日」等の項目は、あらかじめ当行所定の方法により届け出るものとします。

第8条 取引の依頼

1. お客さまは当行所定の画面で引落依頼に必要な事項を入力するものとします。引落依頼の受付にあたっては、お客さまに依頼内容を確認しますので、その内容が正しい場合には、画面上の承認ボタンのクリック等当行の指定する方法で了承する旨を当行に回答してください。この回答を当行が、当行所定の時限までに受信した場合には、受信した時点で、当行がお客さまの依頼を受付けたものとします。
2. 引落依頼に関しては、依頼のための承認操作実施日（当行所定の時刻までに承認操作した場合）もしくは依頼のための承認操作実施日の翌営業日（当行所定の時刻以降に承認操作した場合および土日・休日に承認操作した場合）における当行所定の時点（引落日

の3営業日以上前（マリネット代金回収サービスの場合は5営業日以上前）であることが前提となります）。で当該引落依頼の内容が確定したものとします。

お客さまは、引落依頼の内容が確定するまでの間は、当該取引の依頼を変更または取消することができます。

3. 当行は、Salut Station 口振サービスによる引落、変更または取消依頼取引の権限を付与された登録利用者による取引依頼であることを相応の注意をもって確認して取扱ったうは、使用機器等の不正使用その他の事故があっても、その為に生じた損害については責任を負いません。

また、当行の判断により引落取引依頼の処理を行わなかった場合でも、当該取引の処理を行わなかったことによって生じた損害については、当行は責に帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。

第9条 口座振替引落結果

1. 114Salut Station で依頼した口座振替の引落結果は、Salut Station 口振サービスでのみ確認できるものとします。
2. MT、FD、請求書等の媒体で依頼した口座振替の引落結果は Salut Station 口振サービスでは確認できません。
3. 口座振替引落結果は、お客さまの照会操作時点で当行のシステム上提供可能なものに限られ、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものと限りません。

第10条 関係規定の適用・準用

本規定、口座振替収納事務取扱規定、マリネット代金回収サービス利用規定および 114Salut Station 利用規定に定めのない事項については、当行関連規定を適用または準用するものとします。

第11条 サービス内容または規定の変更

当行は Salut Station 口振サービスまたは本規定の内容を、お客さまに事前に通知することなく何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。かかる変更内容は、ウェブサイト上等当行所定の方法によりお客さまに通知します。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

以上
(2023年1月20日現在)